



最高裁秘書第1398号

平成29年3月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第41号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年3月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年3月29日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部開示の判断に対し、名古屋地方裁判所決定正本（別紙記載5の文書）については、基本事件の事件番号及び氏名以外は不開示情報に相当しないと主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

大阪地裁平成28年（ワ）第5297号損害賠償請求事件に関する以下の文書

ア 「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について」（平成16年7月1日付の最高裁4局長の通達）に基づき、最高裁が大阪高裁から受領した文書

イ 最高裁が法務省又は大阪法務局から受領した文書（原告が提出した文書は除く。）

(2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示申出に対し、開示対象文書として別紙記載の各文書を特定した上、平成29年2月21日付けで、それら全ての文書につき、それぞれ一部を開示する判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断中、別紙記載5の文書（以下「本件決定正本」という。）について不開示とした部分は、移送決定の日及びこれを推認させる日、移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名、申立ての趣旨、申立ての理由の要旨並びに裁判所の判断等の情報である。

本件決定正本には、そのほぼ全てにわたって、移送申立事件及びその本案事件等に係る具体的な情報が詳細に記載されており、全体として訴訟当事者についての行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号本文に定める個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、本件決定正本に係る決定内容は外部に公表されていないことから、法第5条第1号イに定める公表慣行のある情報であるとは認めらず、同号ロ、ハに相当する事情も認められない。

次に、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第3の2に定める部分開示の可否につき検討すると、移送決定の日及びこれを推認させる日、移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名並びに申立ての趣旨は、いずれも個人識別部分である。

同様に、申立ての理由の要旨及び裁判所の判断等の情報についても、移送申立事件の本案事件の事案の概要及びその背景事情等が詳細に記載されているから、いずれも個人識別部分である。

したがって、本件決定正本の不開示部分のいずれについても部分開示の余地はなく、当該部分は個人識別情報（法第5条第1号）に相当する情報であ

るというべきであるから、取扱要綱記第2の2に該当する情報として、不開示とすべきである。

なお、苦情申出人は、基本事件番号及び氏名以外は不開示情報に相当しないと主張をするが、基本事件番号及び氏名を除く不開示とした部分は上記のとおり部分開示の余地がないので、苦情申出人の主張は失当である。

イ したがって、原判断は相当である。

(別 紙)

- 1 平成28年3月23日付け大阪高裁民第69号大阪高等裁判所長官回答「争訟事件の資料調査について」（添付資料を含む。）
- 2 平成28年2月29日付け神戸地裁民第251号神戸地方裁判所長回答「争訟事件の資料調査について」
- 3 平成28年6月7日付け大阪高裁民第235号大阪高等裁判所長官報告「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件について」
- 4 平成28年5月25日付け訟第567号名古屋法務局長通知「争訟事件の移送について」
- 5 名古屋地方裁判所決定正本
- 6 平成28年2月12日付け法務省訟民第793号法務省訟務局長通知「争訟事件の係属について」（大阪高等裁判所長官宛てのもの）（添付の「調査回報に際しての留意事項」と題する書面を含む。）
- 7 平成28年2月12日付け法務省訟民第793号法務省訟務局長通知「争訟事件の係属について」（神戸地方裁判所長宛てのもの）（添付の「調査回報に際しての留意事項」と題する書面を含む。）
- 8 名古屋地方裁判所損害賠償請求事件に関する以下の文書
 - (1) 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状
 - (2) 郵便送達報告書
 - (3) 封筒写し
 - (4) 「裁判手続についてのご注意」と題する書面
 - (5) 裁判所案内図
 - (6) 答弁書ひな形
- 9 平成27年6月10日付け法務省訟民第3014号「争訟事件に係る追加書類の送付について」（神戸地方裁判所長宛てのもの）（添付の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、「お知らせ」と題する書面、法廷案内図、答弁書の書

き方、「大阪地方裁判所民事部からのお願い」と題する書面、封筒写し及び送達報告書を含む。)

10 平成27年6月10日付け法務省訟民第3014号「争訟事件に係る追加書類の送付について」(大阪高等裁判所長官宛てのもの)(添付の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、「お知らせ」と題する書面、法廷案内図、答弁書の書き方、「大阪地方裁判所民事部からのお願い」と題する書面、封筒写し及び送達報告書を含む。)

以 上